



# 令和3年第4回千葉市議会定例会議案

議案第123号

令和3年11月



令和3年第4回千葉市議会定例会議案  
目次

議案 番号	議 案 件 名	頁
123	千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について	1

議案第123号

千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり  
制定するものとする。

令和3年11月26日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉市条例第 号

千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 千葉市職員の給与に関する条例(昭和26年千葉市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 千葉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年千葉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

5」に、「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

第4条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

(千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第5条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年千葉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

~~~~~

#### 議 案 説 明

人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の期末手当を引き下げるほか、特別職の職員及び会計年度任用職員の期末手当についても引き下げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。